

Global Tax Update

米国

デロイト トーマツ 税理士法人

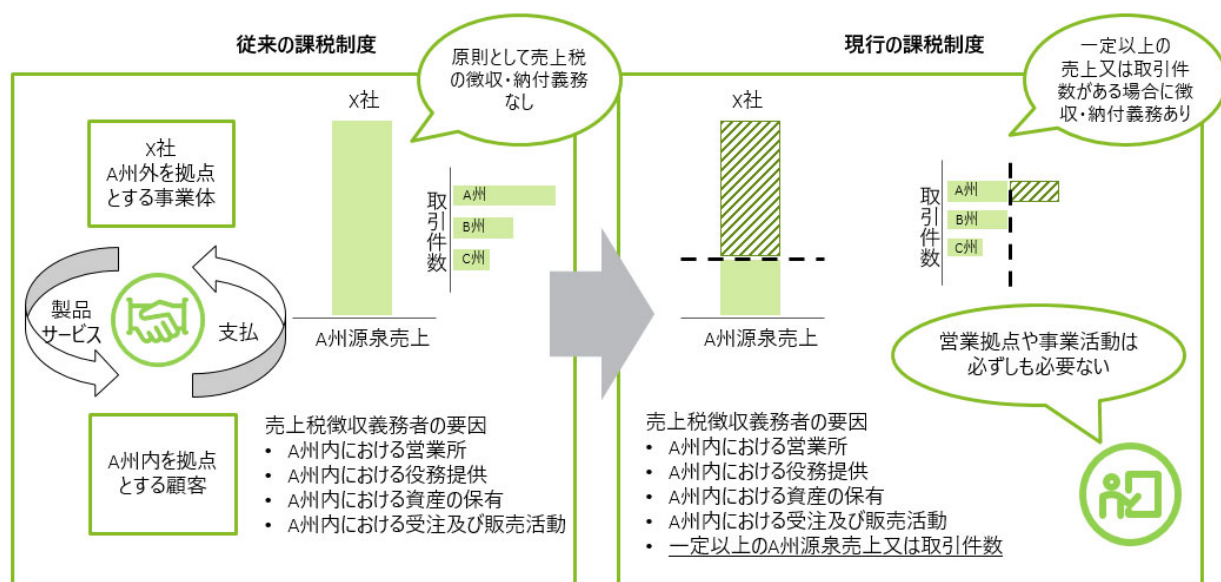
2022年12月2日号

米国州税

～米国顧客との直接取引に関する米国課税リスク～

知らない間に米国で売上税の対象となっている

近年日本企業が米国顧客と直接販売取引を行うケースが増加しているが、越境取引の増加に伴い米国では数年前より売上税の対象者が徐々に拡大されており、知らず知らずのうちに日本企業が米国で売上税の対象となり、多額の売上税リスクを抱えることが問題となっている。2022年の急激な円安の影響もあり、販売ボリュームは増加傾向にあると見られており、今後米国の売上税リスク管理はますます重要度が増すものと考えられる。



(注：課税対象となる売上額及び売上源泉地の判定方法は州により異なる)

米国州売上税の仕組み

日本の消費税と同様に、原則として売手に徴収・納付義務が課される州管轄の税金であり、税制の大枠は各州共通であるものの、細かいルールは州ごとに異なる。徴収・納付義務（専門用語で「ネクサス」という）が生じる売手は売先の州と一定以上のつながりがある場合に限られ、従来は物理的なつながりがない場合にネクサスが生じるケースは比較的多かった。近年は物理的なつながりに加え、年間一定以上の売上（又は取引件数）を州内顧客から得る場合にネクサスを認定するルールを各州が導入している（ただし、アラスカ州、デラウェア州、モンタナ州、ニューハンプシャー州、オレゴン州は売上税を課していない）。売上基準額は州により異なるが、低い州では年間10万ドルの売上でネクサスが生じることになる。

ネクサスが生じた場合、売手は顧客から売上税を徴収し、自ら申告、納付を行う義務を負うが、徴収を怠った場合に税務当局は売手に対して追徴を行うことができる。徴収義務を認識しておらず将来的に追徴を受けても、その時点で顧客に売上税の支払を求めることは難しく、本来の税負担者である顧客に代わって売手である日本企業が売上税を納めることが通常である。また、多くの州では再販売、製造設備や試験研究目的の購入は免税とされているが、事前に書面での手続を行う必要があるため、売手が手続を怠った場合には本来免税であった取引が課税対象となるため、その場合も同様に顧客に請求することは難しい。

売上税以外の課税リスク

売上税と同様に、そのほかの税金についても日本企業が米国で課税を受ける事例は増加傾向にある。ニューメキシコ州、ネバダ州、オハイオ州、オレゴン州、テネシー州、ワシントン州等の限定的な州においては、州内の顧客から得る売上、役員対価等の収入に対し事業税を課している。課税対象取引、税率、控除の有無等の詳細規定は州により異なるが、物理的なつながりがない場合も、一定以上の収入を得ることで税金が課される点は一致している。また、これらの事業税は原則として売手に課される税金であり、取引価格を引き上げる以外に顧客に転嫁する方法がない点には特に留意が必要である。

追徴リスク対策

多くの州では、州当局からコンタクトを受ける前に自ら名乗り出た納税者に対するペナルティ免除等の宥恕措置が設けられており、事前手続を怠った免税対象取引について遡及的に追徴を回避できる可能性もある。米国の顧客へ直接販売を行っている日本企業で過去に売上税や事業税対応を行っていない場合、早急に潜在的な追徴リスクを洗い出し、対応措置を講じると同時に、今後の課税リスクを回避又は軽減するための管理体制を構築することが推奨される。

当社での対応事例

事例1：機械製造業者

従来から複数の州に跨り米国顧客と直接取引を行っていたが、売上税に関するリスク認識がなかった。別件の税務プロジェクトに関連して潜在的売上税リスクが明らかになり、納入先の各州について調査したところ、複数の州において売上税対応が必要であったことが判明した。遡及的な対応をとり、多くの州では課税は回避できたが、一部の州において納税が必要となった。

事例2：eコマース及びネット販売事業者

B to C でeコマース及びネット販売事業を米国顧客に対して行っており、米国のほぼ全州で売上が上がっていた。当社及びデロイト米国の専門チームと連携し、各州の税制に適切に対応するための管理体制を構築することができた。

事例3：情報提供サービス事業者

米国内特定州の顧客に日本市場に関する情報を提供し、定期的な報酬を得ていたが、事業税の対応を怠っていた。事業税リスク認識の後、迅速に宥恕措置の申請を行ったことでペナルティの免除を受けることが可能となった。

おわりに

デロイトトーマツ税理士法人では、米国税務に関して豊富な知見を持つ専門チームを有し、米国連邦税・州税専門家とのパイプラインを通じて常に最新情報を入手の上、充実した米国税務アドバイザー及びコンプライアンスサービスを提供している。今回、ニュースレターでご案内した内容のほか、米国税務全般においてご不明な点等があれば、ご相談いただきたい。

Any tax advice included in this written or electronic communication was not intended or written to be used, and it cannot be used by the taxpayer, for the purpose of avoiding any penalties that may be imposed by any governmental taxing authority or agency.

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/us

お問い合わせ

米国税務に関するお問い合わせは、下記の担当者までご連絡ください。

デロイト トーマツ税理士法人 東京事務所 US デスク		
パートナー	前田 幸作	kosaku.maeda@tohatsu.co.jp
パートナー	平山 伊知郎	ichiro.hirayama@tohatsu.co.jp
マネージングディレクター	竹内 洋人	hiroto.takeuchi@tohatsu.co.jp
シニアマネジャー	倉本 光恵	mitsue.kuramoto@tohatsu.co.jp
シニアマネジャー	五十嵐 寿行	hisayuki.igarashi@tohatsu.co.jp
マネジャー	栗原 義明	yoshiaki.kurihara@tohatsu.co.jp
マネジャー	高橋 英絵	hanae.takahashi@tohatsu.co.jp
マネジャー	Lee Jiseon (イ ジソン)	jiseon.lee@tohatsu.co.jp
所在地	〒100-8362 東京都千代田区丸の内三丁目 2 番 3 号 丸の内二重橋ビルディング	
Tel	03-6213-3800 (代)	
email	tax.cs@tohatsu.co.jp	
会社概要	www.deloitte.com/jp/tax	
税務サービス	www.deloitte.com/jp/tax-services	

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイト ネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザリー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士 法人、DT 弁護士 法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション 合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のビジネス プロフェッショナル グループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスク アドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市以上に 1 万 5 千名を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト（www.deloitte.com/jp）をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバル ネットワーク 組織を構成するメンバー フォーム およびそれらの関係法人（総称して“デロイト ネットワーク”）のひとつまたは複数を含みます。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバー フォーム および関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバー フォーム ならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のフォームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバー フォーム であり、保証 有限責任 会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバー およびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、ソニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、リスク アドバイザリー、税務、法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500® の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの約 345,000 名のプロフェッショナルの活動の詳細については、（www.deloitte.com）をご覧ください。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイト ネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイト ネットワークの公式見解ではありません。デロイト ネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2022. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001